

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年12月25日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区ファミリー・アテンダント事業に係る業務委託（概算契約）

(2) 業務内容

子育て世帯への定期的な家庭訪問等により、子育て世帯の抱える日常的な困りごとや悩みの早期把握及び児童館やおでかけひろばへのつながりを始めとする地域の子育て支援情報や育児支援品の提供を行うとともに、地域の民間団体等による伴走支援と連携し、子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。なお、本業務委託は、今後東京都の制度変更や公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合がある。

詳細は、別紙1「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり。

(3) 履行期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを条件とする。

※契約期間中であっても、東京都の制度変更により委託内容を変更する場合がある。

※契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）に該当する者でないこと及び同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

- (7) 人口50万人以上の自治体で子育て支援事業を受託した実績を有していること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区における子育ての現状、子育て支援施策及び本業務内容の理解度
- (2) 業務の実施体制（スケジュール、管理体制、情報連携、区との連絡体制等）
- (3) 業務実施内容の充実度及び履行の信頼度
- (4) 業務に要する見積り金額の妥当性
- (5) ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性
- (6) その他（個人情報保護、セキュリティ対策、受託実績、追加提案等）

5 手続き等

(1) 担当部課

子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当 島・花井・辻川

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階55番窓口

電話：03-5432-2406

FAX：03-5432-3081

電子メールアドレス：SEA02413@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月16日（火）

場所及び方法：上記（1）での配布又は世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 参加表明書等の提出期限、提出先及び方法

期限：令和6年1月16日（火）正午必着

提出先：上記（1）に同じ

方法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(4) 提案書等の提出期限、提出先及び方法

期限：令和6年2月13日（火）正午必着

提出先：上記（1）に同じ

方法：持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

6 その他

- (1) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (2) 詳細な仕様、契約金額、候補者のシステムが提案どおり稼動すること等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (3) 契約保証金は免除とする。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに関して作成した書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、提案者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (9) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (10) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (11) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5（1）に同じ。
- (13) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (14) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (15) 提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (16) 電算処理の業務については、別紙3「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、別紙4「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。